

証拠番号【20】

平成26年12月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



平成24年(ワ)第11134号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成26年9月3日

判 決

岐阜県羽島郡岐南町平成1丁目68番地

原 告	岐阜折版工業株式会社
同代表者代表取締役	毛 利 厚 一 郎
同訴訟代理人弁護士	渡 辺 一

東京都台東区松が谷1丁目3番5号

被 告	旭ビルウォール株式会社
同代表者代表取締役	櫻 井 正 幸
同訴訟代理人弁護士	永 沢 徹
	千 須 和 厚 至

主 文

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、3億3949万6980円及びこれに対する平成24年1月13日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで年6分（選択的に年5分）の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告と共同してカーテンウォール（非耐力壁）を開発した原告が、被告は、国土交通省（以下「国交省」という。）に対して誤った事実を申告し、また、指定評価機関における当該カーテンウォールの耐火性能に関する試験の試験体について、建築基準法所定の耐火構造の仕様に適合しない旨の判定がされるようにし、

認定仕様の詳細を開示しなかったため、開発した仕様と一致しているかどうかについて確認できなかった旨を述べた。これに対し、原告は、上記ヒアリング調査において、①K〇ウォールを用いた外壁の仕様は、厳密には、耐火性能は確認されていないと考えていたが、元請施工会社や設計者が採用した仕様について、2次下請けの建材メーカーとしては指摘できるような立場にはなく、発注に基づき淡々と納品したものである旨、②企業秘密であることを理由に認定仕様の詳細を公開していないものの、平成18年9月に鹿島建設その他の共同開発者に認定仕様の詳細を開示した旨を述べた。

④ なお、国交省によるK〇Fについての調査として、ワールド北青山ビルの外壁と同一仕様の試験体を用いて耐火構造の仕様に適合するかどうかを確認するという試験は行われなかった。

イ 国交省は、K〇Fについての調査により、K〇ウォールを用いた外壁が耐火構造の仕様に適合しないことが判明したとして、本件発表をすることとし、平成22年4月7日、本件発表をした。その際に行った記者会見において、鹿島建設及び原告の国交省のヒアリング調査における前記の陳述内容を明らかにした。

2 争点(1) (K〇Fについての国交省に対する申告及び耐火性能に関する試験の試験体製作に係る被告の不法行為の成否) について

(1) K〇Fについての国交省に対する申告について

ア 原告は、K〇Fが0076以外のK〇ウォールを用いて開発されたものであるものであることを前提に、被告は、国交省に対し、K〇Fが0076である旨の申告をしたものであり、その内容が誤っていたとして、この申告をしたことが原告に対する不法行為を構成すると主張する。

イ しかし、鹿島建設が国交省に対し、ワールド北青山ビルで使用されたK〇Fが0076である旨の申告をしたことは、前記認定のとおりであるものの、被告においてK〇Fが0076である旨の申告をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。